

別紙Ⅰ『料金表』

介護福祉施設サービス費（1日につき）

＊1割負担の場合＊

	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1. 入所者様の要介護度とサービス利用料金	6,460 円	7,140 円	7,870 円	8,570 円	9,250 円
2. うち、介護保険から給付される金額	5,814 円	6,426 円	7,083 円	7,713 円	8,325 円
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	646 円	714 円	787 円	857 円	925 円

＊2割負担の場合＊

	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1. 入所者様の要介護度とサービス利用料金	6,460 円	7,140 円	7,870 円	8,570 円	9,250 円
2. うち、介護保険から給付される金額	5,168 円	5,712 円	6,296 円	6,856 円	7,400 円
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	1,292 円	1,428 円	1,574 円	1,714 円	1,850 円

＊3割負担の場合＊

	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1. 入所者様の要介護度とサービス利用料金	6,460 円	7,140 円	7,870 円	8,570 円	9,250 円
2. うち、介護保険から給付される金額	4,522 円	4,998 円	5,509 円	5,999 円	6,475 円
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	1,938 円	2,142 円	2,361 円	2,571 円	2,775 円

＊社会福祉法人の軽減制度適用者である場合は、料金表に示された金額に定められた軽減率で計算された額を控除した料金となります。

＊旧措置入所者様（介護保険利用者負担額減額・免除等認定証及び介護保険特定負担限度額認定証の発行を受ける方）の施設介護サービス費の負担金や利用料は、上記金額に定められた給付率、食費、居住費の金額により計算された料金となります。

＊上記自己負担額のほかに、下記の施設の体制に応じて負担していただく加算、また、入所者様の状況に応じて負担していただく加算、及び、介護保険の給付対象とならないサービス（食費（「食事の提供の項」参照）及び居住費（「居住に要する費用の項」等参照））の費用をご負担いただきます。

＊施設の体制に応じて負担していただく加算＊

1割負担の場合であり、2割・3割負担の場合には自己負担額が変更になります。

加算	概要	自己負担額	算定の有無
日常生活継続支援加算	一定期間における新規入所者様の要介護度4・5又は認知症若しくは医行為等を必要とする方の占める割合、かつ介護福祉士を有する職員の配置数が厚生労働大臣の定める基準を満たした場合	46円/日	

特別室料をお支払い下さい。

特別室料	特別室 無し
------	--------

- ④ 理髪・美容に要する費用
月に1回、理美容師の出張による理美容サービス（整髪等）をご利用いただけます。
利用料金：1,600円（派遣される理美容院の定める金額）
- ⑤ 追加の電気料金（電気器具使用料）
入所者様個人の持ち込む電気器具につきまして、電気料金として下記の電気器具使用料をお支払い下さい。1点につき 51円/日（税込み）
ただし、テレビ・ラジオ等の教養娯楽的な器具は、1品は居住費に含めるものとして、無料とします。
- ⑥ 特別食費:特別な食事の提供に要する費用（低栄養等による追加栄養が必要な場合）
入所者様の希望及び選択により提供した特別な食事につきましては、その食事を提供するのに要した費用（食材料費及び調理費用）から、通常の食事を提供する費用（食材料費及び調理費用）を控除した実費の金額をご負担いただきます。なお、その金額（差額）は前もって希望・選択するのに当たって提示させていただきます。
（追加費用別途請求方法とさせていただきます。）
- ⑦ レクリエーション、クラブ活動参加の費用（実費）
入所者様の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。
利用料金：創作・手芸等において自分自身の作品を作られる場合は材料代等の実費をいただきます。また、その他入所者様の希望・選択で参加される行事等で、入所者様にご負担頂くのが適当と思われるものの実費を頂きます。
i) 主なレクリエーション行事 遠足、買い物会、各種演芸会、施設の祭り等
ii) クラブ活動 書道、茶道、華道、手芸等
- ⑧ 複写物の交付
入所者様又はその家族様は、施設サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には、下記の費用を頂きます。1枚につき10円（税込み）
- ⑨ 日常生活上必要となる諸費用実費
日常生活品の購入代金等入所者様の日常生活に要する費用で、入所者様に負担いただくことが適当であるものについては、その費用をご負担いただきます。
※要相談させていただきます。
また、おむつ代は介護保険給付対象となっておりますのでご負担の必要はありません。
- ⑩ 貴重品の管理
当施設で貴重品の預かりについては取り扱いをしていません。家族様、身元引き受けの方にお問い合わせ致します。